

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料が還付されたことになっている。還付されたとする住所に住んだことは無く、還付金を受け取った記憶も無いので申立期間の保険料が還付されたとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金保険料納付書兼領収書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認でき、社会保険事務所（当時）が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）の記録から、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間であるため国民年金保険料の還付が決定されたことが確認できる。

しかし、当該特殊台帳に記載された住所地について A 市に照会したところ、当該住所地は存在しないとの回答があり、申立期間当時、申立人が勤務していた事業所の経営者も、申立人の住所地とは相違していると思うと証言していることから社会保険事務所の住所管理の不手際がうかがえる。

また、当該特殊台帳に押された「還付決定」のゴム印の国民年金保険料還付金の振込通知書の発送年月日を記入すべき欄が空白になっていることから社会保険事務所が送付した保険料の還付請求書が申立人に届かなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料が申立人に還付されたことを証明する還付整理簿等の帳票類は保存期限経過により廃棄されており、ほかに還付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月9日に、資格喪失日に係る記録を45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を43年2月及び3月は3万円、同年4月から45年5月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月9日から45年6月1日まで

勤務していたB社が他社と合併してA社になった。私は両社において、グラフィックデザインの仕事をしていたが、厚生年金保険被保険者記録はB社のみとなっている。申立期間当時、会社は経営が躍進していた時期であり、保険料を払っていない訳が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人とほぼ同年齢であり、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、当該事業所の元経理事務担当者は「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

加えて、申立人及び同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和43年1月の社会保険事務所の記録及び申立人と同一職種の同僚のオンライン記録から、同年2月及び3月は3万円、同年4月から45年5月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年2月から45年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、〈標準賞与額(事後訂正)〉(別添一覧表参照)とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の〈標準賞与額(訂正前)〉(別添一覧表参照)とされているが、申立人は、申立期間について標準賞与額(〈標準賞与額(事後訂正)〉(別添一覧表参照))に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月15日

平成18年7月15日に支給された賞与について、A社からB社会保険事務所(当時)に提出された届出に誤りがあったため、同社から22年3月29日に訂正の届出が提出されたが、時効のため年金額に反映されておらず納得がいかない。年金額に反映されるよう標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月15日にA社から支給された賞与に係る賞与支給明細書から、申立人は、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事 案 番 号	氏 名	基礎年 金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準 賞与額 (事後 訂正)	標準賞与額 (訂正前)	標準賞与額
286	男		昭和47年生		平成18年7月15日	60万円	6万円	60万円
287	男		昭和32年生		平成18年7月15日	35万円	3万5,000円	35万円
288	男		昭和52年生		平成18年7月15日	30万円	3万円	30万円
289	男		昭和44年生		平成18年7月15日	30万円	3万円	30万円
290	男		昭和52年生		平成18年7月15日	25万円	2万5,000円	25万円
291	男		昭和49年生		平成18年7月15日	30万円	3万円	30万円
292	男		昭和46年生		平成18年7月15日	30万円	3万円	30万円
293	男		昭和24年生		平成18年7月15日	40万円	4万円	40万円
294	男		昭和24年生		平成18年7月15日	35万円	3万5,000円	35万円
295	男		昭和28年生		平成18年7月15日	55万円	5万5,000円	55万円
296	男		昭和26年生		平成18年7月15日	35万円	3万5,000円	35万円
297	男		昭和33年生		平成18年7月15日	40万円	4万円	40万円
298	男		昭和27年生		平成18年7月15日	40万円	4万円	40万円
299	男		昭和31年生		平成18年7月15日	40万円	4万円	40万円
300	男		昭和44年生		平成18年7月15日	40万円	4万円	40万円
301	男		昭和27年生		平成18年7月15日	40万円	4万円	40万円
302	男		昭和25年生		平成18年7月15日	38万円	3万8,000円	38万円
303	男		昭和23年生		平成18年7月15日	30万円	3万円	30万円
304	男		昭和46年生		平成18年7月15日	70万円	7万円	70万円
305	女		昭和24年生		平成18年7月15日	35万円	3万5,000円	35万円
306	女		昭和38年生		平成18年7月15日	30万円	3万円	30万円
307	男		昭和57年生		平成18年7月15日	33万円	3万3,000円	33万円
308	男		昭和32年生		平成18年7月15日	35万円	3万5,000円	35万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 20 日から 45 年 4 月 1 日まで
オンライン記録によると、A店に勤務していた時の厚生年金保険加入記録が見当たらない。当時、病院で保険証を使った記憶もあり、勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び申立人の弟の証言から、申立人は、申立期間当時、A店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継事業所であるB社の事業主及びその社員は「昭和 52 年ごろ会社組織となった。」と証言しており、また、「申立期間当時、都内にグループ店がいくつかあったようだが、それぞれの店舗が独立採算の個人商店であったと聞いている。現在、B社のグループとして 16 店舗あるが、そのほとんどが個人商店である。」と証言している。

また、申立期間当時、同一グループのC店に勤務していたとする申立人の弟は「C店に勤務した当初、店主から社会保険に加入していないと言われたことを覚えている。当時、同じグループに数店舗あったが、親方の店からのれん分けされた個人商店であった。」と証言しており、厚生年金保険の加入記録も無いことが確認できる。

さらに、A店は、法人登記の記録が無い上、オンライン記録にも、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。